

議案第60号

**東近江市東近江保健センター条例の一部を改正する条例
の制定について**

東近江市東近江保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市東近江保健センター条例の一部を改正する条例

東近江市東近江保健センター条例（平成17年東近江市条例第165号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東近江市保健センター条例

第7条を第8条とする。

第6条中「及び保健センター分館」を削り、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「第2条」を「第3条」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「及び保健センター分館」を削り、同条を第4条とする。

第2条第2項を削り、同条を第3条とする。

第1条第1項中「及び」を「、」に、「東近江市東近江保健センター」を「東近江市保健センター」に改め、同条第2項を削り、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、東近江市保健センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

提案理由

東近江市東近江保健センターの分館として設置している東近江市能登川保健センターを東近江市保健センターに統合したく、本議案を提出するものである。